



在南アフリカ共和国日本国大使館

Embassy of Japan in South Africa

領事出張サービス(企業訪問(団体)サービス)の試験運用

(12月及び来年1月)

平成29年12月8日

在南アフリカ日本大使館領事班

当館では、より良い領事サービス及び在外選挙人登録の促進のため、12月及び来年1月末迄の間、領事出張サービスのご利用を拡大することとしましたのでご希望される企業または団体のご担当者の方は、以下のメールアドレスにご連絡願います。 [consul@pr.mofa.go.jp](mailto:consul@pr.mofa.go.jp)

なお、本サービスは、毎週水曜日、ヨハネスブルグ日本人学校で実施している領事出張サービスの終了後に、**在外選挙人登録申請が複数ある場合に限り**、ご指定の事務所に出張サービス(企業(団体)訪問サービス)を行います。その際に、旅券、証明、戸籍手続きの受付や前もって申請された各種書類の受け取りも可能です。なお、本サービスは**事前にご予約**していただくこと、対象は**ヨハネスブルグ市及び郊外**に限ります。

●対象の日時: 毎週水曜日(年末年始12月20日～来年1月3日、祝祭日を除く)の12:30～13:30まで

対象日:12/13(水)、1/10(水)、1/17(水)、1/24(水)、1/31(水)

\* 当館館務の都合により実施できない日時がある場合がありますので予めご容赦願います。

\*\*\*\*\*

○在南アフリカ日本国大使館

HP: [http://www.za.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](http://www.za.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

住所: 259 Baines St, Cnr Frans Oerder St, Groenkloof, Pretoria

電話: +27 12 452 1500 領事・警備

メール: [consul@pr.mofa.go.jp](mailto:consul@pr.mofa.go.jp)

\*\*\*\*\*



在南アフリカ共和国日本国大使館

Embassy of Japan in South Africa

## 【ご参考】

海外に住んでいても日本の国政選挙の投票ができます。

在外選挙人名簿登録申請の流れ(含む動画)は[こちら](#)

1. 在外選挙とは？
2. 在外選挙人名簿への登録
3. 投票方法
4. 在外選挙人証をお持ちの方へ(氏名, 住所変更, 再発行, 抹消) \*リンクのページの(9)~(13)を参照願います

## ■在外選挙について

### 在外選挙人名簿への登録

在外選挙に参加するには、あらかじめ在外選挙人名簿に登録しておく必要があります。登録資格は次のとおりです。

- ・満 18 歳以上で日本国籍を持っている方(二重国籍の方も含みます)
- ・当館管轄地域に 3 か月以上お住まいの方
- ・日本で転出届を提出されている方

在外選挙人名簿の登録は、日本国内の最終住所地の市区町村選挙管理委員会が行います。ただし、以下のいずれかに該当する方は、本籍地の市区町村の選挙管理委員会に登録されます。

- ・日本国外で生まれ、日本で生活したことがない方(住民登録をしたことがない方)
- ・1994 年 4 月 30 日以前に日本を出国された方

### 在南ア日本国大使館への登録

#### 【申請方法】

・本人による申請及び同居家族による代理申請が可能です。当館または出張領事サービス会場に、本人又は代理人にお越し頂き、以下の必要書類を提出して下さい。

#### 【必要書類】

1. 登録申請者ご本人による申請の場合
  - (a) 旅券(パスポート)



## 在南アフリカ共和国日本国大使館

Embassy of Japan in South Africa

### (b) 在外選挙人名簿登録申請書

(c) 現住所と滞在期間を証明する書類(労働許可、滞在許可、住居の賃貸契約書、光熱水道費等の領収書等)

※「在留届」を3か月以上前に提出されている場合には、(c)の書類は不要です。

## 2. 同居ご家族による代理申請の場合

(a) 本人および代理人の旅券(パスポート)(必須)

(b) 住所を証明する書類

(c) 記入済みの「在外選挙人名簿登録申請書」(本人が必ず署名して下さい)

(d) 記入済みの「申出書」(本人が必ず署名して下さい)

在外選挙人登録申請書は関係市区町村選挙管理委員会に送られ、同会にて登録されます。登録が完了すると、同会より「在外選挙人証」が交付され、当館に届きます。当館より申請者にご連絡しますので、お受け取り下さい。「**在外選挙人証**」は、**実際の投票の際に必要となりますので、大切に保管して下さい。**

「在外選挙人証」をお渡しする際に、実際の投票手続きについて解説した「在外選挙の手引き」もお渡しするので、ご一読下さい。

## 在外選挙人登録の変更

「在外選挙人証」をお持ちの方で、住所や氏名など記載事項に変更があった場合は、以下のとおり変更申請ができます。代理人や郵送により当館に申請して下さい。

(1) 旅券(またはコピー可、写真のページ)

(2) 在外選挙人証

(3) 在外選挙人証記載事項変更届出書

(4) 現住所を証明する書類住居の賃貸契約書、光熱水道費等の領収書等または、氏名が変更されたことを示す戸籍謄抄本

## 在外選挙人証の再交付

「在外選挙人証」の紛失、破損または裏面の記載欄に余白がなくなった場合は、以下のとおり再交付申請ができます。代理人や郵送により当館に申請して下さい。

(1) 旅券(またはコピー可、写真のページ)

(2) 在外選挙人証(紛失の場合は不要)

(3) 在外選挙人証再交付申請書